

台風2号に伴う東馬込二丁目1番1号のがけ崩れ緊急対応について

1 これまでの経過

令和5年6月3日の台風により当該地の擁壁が一部崩れ、建物（共同住宅）の倒壊の恐れがあるため、擁壁所有者が建物の倒壊防止措置を行っていたが、6月7日再度、擁壁及び宅地の一部が崩落した。

被害拡大防止の観点から前面道路を通行止めとし、電気・ガスなどのインフラを止めるとともに、当該建物住民用の一時宿泊施設の提供などの緊急対応を行った。

2 区の対応

民有地境界に設置された擁壁が崩壊したことから、直ちに関係する土地の所有者に対し、これ以上の宅地の崩落及び建物の倒壊を防止するための安全措置を至急行うよう指導した。

しかしながら、当該擁壁を境にする土地の所有者が異なるため、対応協議に時間を要する状況となっており、このまま放置すれば周辺の道路や建築物に二次被害が及ぶ可能性があることから区は道路法に基づき、関係土地所有者へ確認のうえ、前面道路への土砂流出を防止する緊急安全措置を行った。

3 今後の対応

引き続き関係機関との緊密な連携や定期的な現場パトロールの実施など、現場の状況を注視しながら、関係土地所有者に対して宅地の崩落及び建物の倒壊を防止に向けた指導を行っていくとともに、二次被害防止に向けた取組みも併せて行っていく。



緊急安全措置の状況